

平成十一年政令第百四十三号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令
内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律
(平成十年法律第十七号) 第二条第三項第四号
及び第五号並びに第五項の規定に基づき、この政
令を制定する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 温室効果ガス算定排出量の報告(第五
条―第八条)
- 第三章 株式会社脱炭素化支援機構の借入金及
び社債発行の限度額に係る倍数(第九
条)
- 第四章 割当量口簿簿等(第十条―第二十条)
- 第五章 雑則(第二十一条―第二十二条)

第一章 総則

(温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン)

第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律(以
下「法」という。)第二条第三項第四号の政令
で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲
げるとおりとする。

- 一 トリフルオロメタン(別名HFC―二二二)
- 二 ジフルオロメタン(別名HFC―二三三)
- 三 フルオロメタン(別名HFC―四四一)
- 四 一・一・二・二・ペクタフルオロエタ
ン(別名HFC―二二五)
- 五 一・一・二・二・テトラフルオロエタン
(別名HFC―二三四)
- 六 一・一・二・二・テトラフルオロエタン
(別名HFC―二三四a)
- 七 一・一・二・トリフルオロエタン(別名H
FC―四四三)
- 八 一・一・トリフルオロエタン(別名H
FC―四四三a)
- 九 一・二・ジフルオロエタン(別名HFC―
一五二)
- 一〇 一・二・ジフルオロエタン(別名HFC―
一五二a)
- 一一 フルオロエタン(別名HFC―一六一)
- 一二 一・一・一・二・三・三・ヘキサフル
オロプロパン(別名HFC―二七e a)
- 一三 一・一・一・三・三・ヘキサフルオ
ロプロパン(別名HFC―二七f a)
- 一四 一・一・一・二・三・三・ヘキサフルオ
ロプロパン(別名HFC―二七e a)
- 一五 一・一・一・二・三・三・ヘキサフルオ
ロプロパン(別名HFC―二七c b)

- 十六 一・一・二・二・三・ペンタフルオロ
ロパン(別名HFC―二四五c a)
- 十七 一・一・一・三・三・ペンタフルオロ
ロパン(別名HFC―二四五f a)
- 十八 一・一・一・三・三・ペンタフルオロ
タン(別名HFC―三六五m f c)
- 十九 一・一・一・二・三・四・五・五・
五・デカフルオロペンタン(別名HFC―四
三一〇me e)

(温室効果ガスたるパーフルオロカーボン)

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定めるパ
ーフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとす
る。

- 一 パーフルオロメタン(別名PFC―一四)
- 二 パーフルオロエタン(別名PFC―一一
六)
- 三 パーフルオロプロパン(別名PFC―二二
八)
- 四 パーフルオロシクロプロパン
- 五 パーフルオロブタン(別名PFC―三一
一〇)
- 六 パーフルオロシクロブタン(別名PFC―
c三一八)
- 七 パーフルオロペンタン(別名PFC―四一
一一)
- 八 パーフルオロヘキサン(別名PFC―五一
一四)
- 九 パーフルオロデカリン(別名PFC―九一
一一八)

(温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの
排出量の算定方法)

第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、
次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区
分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法
イ 総排出量算定期間(温室効果ガス総排出
量の算定に係る期間をいう。以下同じ。)
において燃料として使用された都市ガスの
量(立方メートルで表した量をいう。)に、
ガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法
律第五十一号)第二条第三項に規定するガ
ス小売事業者及び同条第六項に規定する一
般ガス導管事業者をいう。以下イにおいて
同じ。)及びガス事業者以外の者の別に
応じ、当該都市ガスの一立方メートル当たり
の使用に伴い排出されるキログラムで表し
た二酸化炭素の量として環境大臣及び経済

産業大臣が告示する係数を乗じて得られ
る量

ロ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、
総排出量算定期間においてその本来の用途
に従って使用された当該燃料の量(当該燃
料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単
位で表した量をいう。)に、当該区分に応
じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュ
ールで表した発熱量として同表の第四欄に
掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区
分に当該燃料の一メガジュール当たりの
発熱量に伴い排出されるキログラムで表し
た炭素の量として同表の第五欄に掲げる係
数を乗じて得られる量に、十二分の四十四
を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ご
とに算定した量を合算して得られる量

ハ 総排出量算定期間において使用された他
人から供給された電気の量(キロワット時
で表した量をいう。)に、電気事業者(電
気事業法(昭和三十九年法律第七十号)
第二条第一項第三号に規定する小売電気事
業者及び同項第九号に規定する一般送配電
事業者をいう。以下ハにおいて同じ。)及
び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電
気の一キロワット時当たりの使用に伴い排
出されるキログラムで表した二酸化炭素の
量として環境大臣及び経済産業大臣が告示
する係数を乗じて得られる量

ニ 総排出量算定期間において使用された他
人から供給された熱の量(メガジュールで
表した量をいう。)に、熱供給事業者(熱
供給事業法(昭和四十七年法律第八十八
号)第二条第三項に規定する熱供給事業者
をいう。以下ニにおいて同じ。)及び熱供
給事業者以外の者の別に応じ、当該熱の一
メガジュール当たりの使用に伴い排出され
るキログラムで表した二酸化炭素の量とし
て環境大臣及び経済産業大臣が告示する係
数を乗じて得られる量

ホ 次に掲げる一般廃棄物(廃棄物の処理及
び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第
百三十七号)以下「廃棄物処理法」とい
う。)第二条第二項に規定する一般廃棄物
をいう。以下ホにおいて同じ。)ごとに、総排出量算
定期間において焼却された当該一般廃棄物
の量(トンで表した量をいう。)に、当該
一般廃棄物の区分に応じ当該一般廃棄物の

一トン当たりの焼却に伴い排出されるキ
ログラムで表した炭素の量として次に掲げる
係数を乗じて得られる量に、十二分の四十
四を乗じて得られる量を算定し、当該一般
廃棄物ごとに算定した量を合算して得られ
る量

- (1) 廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物
に限る。) 六百二十四
- (2) 廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物
を除く。) 七百五十四
- (3) 廃棄物を原材料とする固形燃料(古紙
又は廃プラスチック類を主たる原材料と
するもの及び動物性の廃棄物又は植物性
の廃棄物のみを原材料とするものを除
く。) 二百十一

ヘ 次に掲げる産業廃棄物(廃棄物処理法第
二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
以下同じ。)ごとに、総排出量算定期間
において焼却された当該産業廃棄物の量(ト
ンで表した量をいう。)に、当該産業廃棄
物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当
たりの焼却に伴い排出されるキログラムで
表した炭素の量として次に掲げる係数を乗
じて得られる量に、十二分の四十四を乗
じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物
ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 廃油(植物性のもの及び動物性のもの
を除く。) 七百九十六
- (2) 廃プラスチック類 六百九十七

ト イからへまでに掲げるもののほか、人の
活動に伴って発生する二酸化炭素(動植物
に由来するものを除く。)であつて、総排
出量算定期間において排出されたものの量
のうち、実測その他適切な方法により得ら
れるもの

ニメタン 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第二の第二欄に掲げる燃料ごとに、
総排出量算定期間においてその本来の用途
に従ってボイラーにおいて使用された当該
燃料の量(キログラムで表した量をいう。)
に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キ
ログラム当たりのギガジュールで表した発
熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗
じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃
料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排

出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。次号ハにおいて同じ。)において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器(こころ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が日常生活の用に供する機械器具をいう。次号ニにおいて同じ。)において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

次に掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離(キロメートルで表した走行距離をいう。)に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車(道路運送車両法(昭和二

十六年法律第百八十五号)第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。)又は小型自動車(同条に規定する小型自動車(二輪の小型自動車を除く。)をいう。以下同じ。)のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの

(2) ガソリンを燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以上のもの

(3) ガソリンを燃料とする軽自動車(道路運送車両法第三条に規定する軽自動車(二輪の軽自動車を除く。)をいう。以下同じ。)のうち、人の運送の用に供するもの

(4) ガソリンを燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

(5) ガソリンを燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

(6) ガソリンを燃料とする軽自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

(7) ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するもの

(8) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの

(9) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以上のもの

(10) 軽油を燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

(11) 軽油を燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

〇〇〇七六

(12) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するもの

次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量(キロリットルで表した量をいう。)に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 軽油 〇・二五

(2) A重油 〇・二六
B重油又はC重油 〇・二八

(3) 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头当たりの、一年間においてその体内から排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られた数と算定した量を合算して得られる量

(1) 牛 八十二

(2) 馬 十八

(3) めん羊 四・一

(4) 山羊 四・一

(5) 豚 一・一

(1) 牛 二十四
(2) 馬 二・一

(3) めん羊 〇・二八
(4) 山羊 〇・一八
(5) 豚 一・五
(6) 鶏 〇・〇一一

次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 穀 〇・〇〇二一

(2) わら 〇・〇〇二一

次に掲げる廃棄物ごとに、総排出量算定期間において埋立処分が行われた当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの、埋立処分後の分解に伴い排出される量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 食物くず 百四十五

(2) 紙くず 百三十六

(3) 繊維くず 百五十

(4) 木くず 百五十一

次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下

次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下

水又は尿（以下「下水等」という。）の量（立方メートルで表した量という。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 終末処理場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）

〇・〇〇八八

ワ 総排出量算定期間における浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号カにおいて同じ。）の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりの尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・五九に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

カ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量という。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 連続焼式焼却施設 〇・〇〇〇九五

(2) 準連続焼式焼却施設 〇・〇〇七七

(3) バッチ焼式焼却施設 〇・〇〇七六

ヨ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量という。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 廃油 〇・〇〇〇五六

(2) 汚泥 〇・〇〇〇九七

タ イからヨまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生するメタンであつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

三 一酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第五の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量という。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第六の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量という。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてガス機関又はガソリン機関において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量という。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて家庭用機器において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量という。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 前号二（一）から（二）までに掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 前号二（一）に掲げる自動車 〇・〇〇〇二九
- (2) 前号二（二）に掲げる自動車 〇・〇〇〇四一
- (3) 前号二（三）に掲げる自動車 〇・〇〇〇二二
- (4) 前号二（四）に掲げる自動車 〇・〇〇〇三九
- (5) 前号二（五）に掲げる自動車 〇・〇〇〇二六
- (6) 前号二（六）に掲げる自動車 〇・〇〇〇二二
- (7) 前号二（七）に掲げる自動車 〇・〇〇〇三五

- (8) 前号二（八）に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇七
 - (9) 前号二（九）に掲げる自動車 〇・〇〇〇二五
 - (10) 前号二（一〇）に掲げる自動車 〇・〇〇〇一四
 - (11) 前号二（一一）に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇九
 - (12) 前号二（一二）に掲げる自動車 〇・〇〇〇二五
- ヘ 次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 軽油 〇・〇〇七三
 - (2) A重油 〇・〇〇七四
 - (3) B重油又はC重油 〇・〇〇七九
- ト 総排出量算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量（キログラムで表した量をいう。）
- チ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 牛 一・六一
 - (2) 豚 〇・五六
 - (3) 鶏 〇・〇二九三
- リ 次に掲げる耕地ごとに、総排出量算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該耕地の区分に応じ当

該耕地における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 畑 九・七七
- (2) 水田 四・八七

又 次に掲げる農作物ごとに、総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料（化学肥料を除く。）に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 野菜 九・七四
- (2) 水稻 四・八七
- (3) 果樹 九・七四
- (4) 茶樹 四十五・六
- (5) ばれいしよ 九・七四
- (6) 飼料作物 九・七四

ル 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一头当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・一八に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヲ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 穀 〇・〇〇〇〇五七
- (2) わら 〇・〇〇〇〇五七

ワ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下

水等の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 終末処理場 〇・〇〇〇一六
- (2) し尿処理施設 〇・〇〇〇九三

カ 総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・〇二三に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

コ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

ク 連続焼式焼却施設 〇・〇五六七
連連続焼式焼却施設 〇・〇五三九
準連続焼式焼却施設 〇・〇七二四
タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 紙くず又は木くず 〇・〇一〇
- (2) 廃油 〇・〇〇九八
- (3) 廃プラスチック類 〇・一七
- (4) 下水汚泥 一・〇九
- (5) 汚泥（４）に掲げるものを除く。 〇・四五

ケ 次に掲げる製品ごとに、総排出量算定期間において当該製品の使用又は廃棄に伴い排出された当該製品の量（キログラムで表した量をいう。）を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

レ イからタまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する一酸化二窒素であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
四 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法
イ 総排出量算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンディショナー（当該物質が封入されたものに限る。）の台数に、当該自動車用エアコンディショナーの一台当たり封入されている当該物質の量として〇・〇一〇に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量
ロ 総排出量算定期間において廃棄された自動車用エアコンディショナーに封入されていた当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量
ハ 次に掲げる製品ごとに、総排出量算定期間において当該製品の使用又は廃棄に伴い排出された当該製品の量（キログラムで表した量をいう。）を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量
（1）噴霧器
（2）消火剤
ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する当該物質であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
五 前条各号に掲げるパーフルオロカーボン総排出量算定期間において排出されたそれぞれの物質の量のうち、実測その他適切な方法により得られるものを合算する方法
六 六ふつ化硫黄 次に掲げる量を合算する方法
イ 総排出量算定期間において使用に供されていた変圧器、開閉器、遮断器その他の電気機械器具（以下「電気機械器具」という。）に封入されていた六ふつ化硫黄の量

（キログラムで表した量をいう。）に、当該電気機械器具に封入されているキログラム当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として〇・〇〇一に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量
ロ 総排出量算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）
ハ 総排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量
ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する六ふつ化硫黄であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
二 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを定めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号（第一号イ、ハ及びニを除く。）の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条第一項の政府実行計画又は法第二十一条第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。
（地球温暖化係数）
第四条 法第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。
一 二酸化炭素 一
二 一酸化二素 二八
三 一酸化二窒素 二百六十五
四 トリフルオロメタン 一万二千四百
五 ジフルオロメタン 六百七十七
六 フルオロメタン 百十六
七 一・一・一・二・二・ペンタフルオロエタン 三千百七十

八	一・一・二・二	テトラフルオロエタン	千二百二十		
九	一・一・一・二	テトラフルオロエタン	千三百		
十	一・一・二	トリフルオロエタン	三百二十八		
十一	一・一・一	トリフルオロエタン	四千八百		
十二	一・二	ジフルオロエタン	十六		
十三	一・一	ジフルオロエタン	百三十八		
十四	フルオロエタン	四			
十五	一・一・一・二	三・三・三	ヘプタフルオロプロパン	三千三百五十	
十六	一・一・一・三	三・三	ヘキサフルオロプロパン	八千六十	
十七	一・一・一・三	三・三	ヘキサフルオロプロパン	千三百三十	
十八	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロプロパン	千二百十	
十九	一・一・一・三	三	ペンタフルオロプロパン	七百十六	
二十	一・一・一・三	三	ペンタフルオロプロパン	八百五十八	
二十一	一・一・一・三	三	ペンタフルオロプロパン	八百四	
二十二	一・一・一・二	二・三・四	四・五	デカフルオロペンタン	千六百五十五
二十三	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	六千六百三十三	
二十四	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	一万千	
二十五	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	八千九百	
二十六	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	九千二百	
二十七	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	九千二百	
二十八	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	九千五百	
二十九	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	八千五百五十五	
三十	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	七千九百十	
三十一	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	七千九百九十九	
三十二	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	二万三千五百	
三十三	一・一・一・二	二・三	ヘキサフルオロエタン	一万六千六百	

第二章 温室効果ガス算定排出量の報告
(特定排出者)

一 事業所を設置している者であつて、その設置している全ての事業所（その者が法第二十六條第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネルギー令」という。）第二條第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キログラム以上であるもの

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下この条において「省エネルギー法」という。）第五條第二項に規定する特定貨物輸送事業者

三 省エネルギー法第三十三條第二項に規定する特定荷主

四 省エネルギー法第三十七條第二項に規定する認定管理統括荷主（第八條第四項において単に「認定管理統括荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者（省エネルギー法第三十三條第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。）に輸送させる貨物の年度の輸送量（省エネルギー令第十二條第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。）が三千万トンキログラム以上であるもの

五 省エネルギー法第三十七條第二項第二号に規定する管理関係荷主（第八條第七項において単に「管理関係荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者（省エネルギー法第三十三條第一項に規定する貨物の年度の輸送量が三千万トンキログラム以上であるもの）

六 省エネルギー法第三十九條第二項に規定する特定旅客輸送事業者

七 省エネルギー法第三十四條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（第八條第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計（省エネルギー令第十五條第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。）が三百両以上であるもの

八 省エネルギー法第三十四條第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（第八條

第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計が三百両以上であるもの

九 省エネルギー法第四十三條第三項に規定する特定航空輸送事業者

十 二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第二條第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴つて発生するものを除く。以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第七の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの

十一 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十八を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの

十二 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百六十五を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの

十三 第一條各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前條第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同條第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千万トン以上であるもの

十四 第二條各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前條第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同條第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千万トン以上であるもの

第六條 法第二十六條第一項の政令で定める規模以上の事業所

一 前條第一号に掲げる者が設置している事業所のうち、原油換算エネルギー使用量が千五百キログラム以上であるもの

二 前條第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生するものを除く。）の排出量に一を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの

三 前條第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十八を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの

四 前條第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百六十五を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの

五 前條第十三号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算

フルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同條第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千万トン以上であるもの

十五 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千五百を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの

十六 三ふつ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万六千六百を乗じて得た量が三千万トン以上であるもの

<p>4 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十五条第一項（同法第二百一十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第十九条第一項（同法第二百一十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで及び第六十四條の規定の適用については、法第三十四條第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げ</p>	<p>第二十八條第二項 当該報告に係る事項（第三十四條第一項の規定により第二十六條第一項の規に係定による報告とみなされるエネルギーへの転換等に関する法律第七條第一項、第三十一條第一項、第三十六條第一項又は第四十五條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>
---	---

<p>第二十八條第二項 当該報告に係る事項（第三十四條第一項の規定により第二十六條第一項の規に係定による報告とみなされるエネルギーへの転換等に関する法律第七條第一項、第三十一條第一項、第三十六條第一項又は第四十五條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>	<p>第二十八條第二項 当該報告に係る事項（第三十四條第一項の規定により第二十六條第一項の規に係定による報告とみなされるエネルギーへの転換等に関する法律第七條第一項、第三十一條第一項、第三十六條第一項又は第四十五條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>
---	---

<p>第二十八條第二項 当該報告に係る事項（第三十四條第一項の規定により第二十六條第一項の規に係定による報告とみなされるエネルギーへの転換等に関する法律第七條第一項、第三十一條第一項、第三十六條第一項又は第四十五條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>	<p>5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十條第一項（同法第五十二條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一條第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで及び第六十四條の規定の適用については、法第三十四條第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>
---	--

<p>第二十八條第二項 当該報告に係る事項（第三十四條第一項の規定により第二十六條第一項の規に係定による報告とみなされるエネルギーへの転換等に関する法律第七條第一項、第三十一條第一項、第三十六條第一項又は第四十五條第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項）</p>	<p>6 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六條第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで及び第六十四條の規定の適用については、法第三十四條第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>
---	---

<p>第二十八号に該報告に係る事項(第三十四条第一項)</p>	<p>第二十八号に該報告に係る事項(第三十四条第一項)の規定により第二十六条第一項の報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十六条第三項の規定による報告については、同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者(次項において単に「管理関係事業者」という。)であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項</p>
<p>第二十九号に該報告に係る事項(第三十四条第二項)</p>	<p>第二十九号に該報告に係る事項(第三十四条第二項)の規定により第二十六条第二項の報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十六条第三項の規定による報告については、同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者(次項において単に「管理関係事業者」という。)であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項</p>
<p>第三十号に該報告に係る事項(第三十四条第三項)</p>	<p>第三十号に該報告に係る事項(第三十四条第三項)の規定により第二十六条第三項の報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十六条第三項の規定による報告については、同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者(次項において単に「管理関係事業者」という。)であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項</p>
<p>第三十一号に該報告に係る事項(第三十四条第四項)</p>	<p>第三十一号に該報告に係る事項(第三十四条第四項)の規定により第二十六条第四項の報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十六条第三項の規定による報告については、同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者(次項において単に「管理関係事業者」という。)であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項</p>

第三章 株式会社脱炭素化支援機構の借入金及び社債発行の限度額に係る倍数

第九条 法第三十六条の五第三項の政令で定める倍数は、一とする。

第四章 割当量口座簿等

第十條 法第四十五条第三項第四号の政令で定める事項は、算定割当量についての処分の制限に関する事項とする。

第十一條 法第五十二条の記録(以下「信託の記録」という。)は、次の各号に掲げる場合の区

分に於て、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

一 信託の委託者（以下「委託者」という。）から信託の受託者（以下「受託者」という。）への算定制当量の移転により当該算定制当量が信託財産に属することとなる場合 委託者が受託者の変更により信託財産に属する算定制当量が信託法（平成十八年法律第八号）第六十二条第一項に規定する新受託者（以下「新受託者」という。）に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者（以下「前受託者」という。）

二 前項の申請に掲げる場合以外の場合 受託者環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。一 受託者又は新受託者の管理口座 二 当該申請に係る算定制当量の種別ごとの数量及び識別番号

三 委託者、受託者及び信託の受益者（以下「受益者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所 四 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

五 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所 六 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所 七 信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

八 信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨 九 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

十 信託の目的 十一 信託財産の管理の方法 十二 信託の終了の事由 十三 その他の信託の条項 3 第一項の申請において、前項第四号から第八号までに掲げる事項のいずれかを示したときは、同項第三号の受益者（同項第六号に掲げる事項を示した場合にあっては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を示すことを要しない。 4 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請があつた場合には、法第四十五条第三項第三号

の信託財産である旨の記録として、第二項第二号から第十三号までに掲げる事項を記録するものとする。

第十二条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記録を申請することができる。

2 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る算定制当量が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

第十三条 第十一項第一号に掲げる場合において、信託の記録の申請は、同号に規定する移転に係る算定制当量の振替の申請と同時にしなければならない。

第十四条 信託の記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行ふ。一 算定制当量の移転により当該算定制当量が信託財産に属さないこととなる場合 受託者

二 受託者の変更により信託財産に属する算定制当量が新受託者に移転することとなる場合 前受託者 三 算定制当量を固有財産に帰属させることにより当該算定制当量が信託財産に属さないこととなる場合 受託者及び受益者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。一 受託者又は前受託者の管理口座 二 当該申請に係る算定制当量の種別ごとの数量及び識別番号

第十五条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の抹消の申請は、同号に規定する移転に係る算定制当量の振替の申請と同時にしなければならない。第十六条 受託者の変更があつた場合においては、前受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、信託財産に属する算定制当量について新受託者への移転に係る振替の申請

（以下この条において「算定制当量振替申請」という。）をするのと同時に、当該算定制当量について、第十一条第一項第二号及び第十四条第一項第二号の規定による申請（以下この条において「受託者変更記録等申請」という。）をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

2 信託法第五十六条第一項第三号、第四号若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、算定制当量振替申請及び受託者変更記録等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記録等申請は、算定制当量振替申請と同時にしなければならない。

3 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

（嘱託による信託の記録の変更） 第十七条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

第十八条 主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）は、受託者を解任したとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

第十九条 裁判所書記官は、信託の変更を命ずる裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。 2 主務官庁は、信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。 第二十条 前三条に規定するもののほか、第十一条第二項第三号から第十三号までに掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、信託の記録の変更を申請しなければならない。

第五章 雑則

第二十一条 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 法第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者 二万九百円 二 法第四十八条第二項の振替の申請をする者 六千二百円 三 法第五十五条の書面の交付を請求する者 五百三十円

2 前項各号で定める手数料は、申請書に収入印紙を貼って納付しなければならない。 3 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第二号に掲げる者が国の管理口座に無償で算定制当量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る法第六十二条の手数料を免除することができる。

（財務局長等への権限の委任） 第二十二条 法第六十四条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

Table with 2 columns: 上欄 (Upper Column) and 下欄 (Lower Column). The table lists specific regions and locations where financial officers are authorized to exercise powers.

Table with 2 columns: 区域 (Region) and 所在地 (Location). It details the geographical areas and specific offices where powers are delegated.

Table with 2 columns: 区域 (Region) and 所在地 (Location). It provides further details on the delegation of powers to regional and local offices.

この政令は、法の施行の日（平成十一年四月八日）から施行する。

附則（平成一四年一月二六日政令第三九六号）

この政令は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成一八年三月二九日政令第八号）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。（施行期日）

（経過措置）

2 この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五号第七号及び第八号並びに第六号第一項第三号及び第四号の規定の適用については、この政令の施行の日から四年を経過する日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

附則（平成一八年一月二二日政令第三九七号）

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一三日政令第一九五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月一八日政令第四〇号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三一日政令第八六号）

（施行期日）
1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五号の二第三号及び第四号の規定の適用については、平成二十二年三月三十一日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

月三十一日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

附則（平成二二年三月三日政令第二〇号）

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。（施行期日）

（経過措置）

2 この政令による改正後の別表第八の規定は、平成二十二年四月一日において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の第二項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用する。

附則（平成二五年一月二二日政令第三七〇号）抄

この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特別市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六條の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第十三条 施行時特例市に対する第三十二条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第二十二條の規定の適用については、同条の表法第二十條の四第三項の項中「若しくは同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは、「中核市若しくは地方自治法の

一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附則（平成二七年三月三一日政令第一三五号）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。（施行期日）

（経過措置）

2 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二の規定により平成二十七年において報告すべき同条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量に関する報告については、なお従前の例による。

附則（平成二八年二月二七日政令第四三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（平成二八年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年五月二七日政令第二三二号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。（施行期日）

附則（平成三〇年一月三〇日政令第三二九号）

この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和三年一月八日政令第三〇七号）

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年六月二四日政令第二三八号）抄

1 この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

附則（令和五年三月二三日政令第六八号）抄

（施行期日）
1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年九月一日政令第二七二号）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。（施行期日）

（経過措置）

2 この政令による改正後の第四条から第七条まで及び別表第七から別表第十二までの規定は、令和六年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用する。

別表第一（第三条関係）

一 一般炭	キログラム	七	二五・〇	〇・二四
二 ガソリン	リットル	三	三四・〇	〇・一八
三 ジェット燃料油	リットル	六	三六・〇	〇・一八
四 灯油	リットル	七	三六・〇	〇・一八
五 軽油	リットル	七	三七・〇	〇・一八
六 A重油	リットル	三	三九・〇	〇・一八
七 B重油又はC重油	リットル	四	四一・〇	〇・一九
八 液化石油ガ	キログラム	九	五〇・〇	〇・一六
九 液化天然ガ	キログラム	五	五十四・〇	〇・一三
ス（LNG）ム		六		

別表第二（第三条関係）

一 木材	〇・〇一四四	〇・〇七四
------	--------	-------

<p>三 アジピン酸、(トン)で表した量をいう。)に、当該製品硝酸の区分に応じ当該製品の1トン当たりの又は製造に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>四 麻酔薬使用量算定期間において麻酔薬として使用された一酸化二窒素の量(トン)で表した量をいう。)</p>	<p>五 半導体製造工程において半導体素子、等加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された一酸化二窒素の量(トン)で表した量をいう。)</p>	<p>六 家畜の排泄物の管理</p>
<p>たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量(標準環境状態に換算した立方メートルで表した量をいう。)</p> <p>に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>ハ カプロラクタム</p> <p>ロ アジピン酸</p>	<p>七 耕地又は林地</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める家畜(放牧されたものを除く。以下イ)において同じ。)</p>
<p>管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる窒素の1トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の1頭又は1羽当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める家畜(放牧されたものを除く。以下イ)において同じ。)</p>
<p>農作物の残さの1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>八 植物性の物の焼却</p>	<p>九 堆肥の生産</p>	<p>一 一般廃棄物の焼却</p>
<p>環境省令・経済産業省令で定める家畜(放牧されたものを除く。以下イ)において同じ。)</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める家畜(放牧されたものを除く。以下イ)において同じ。)</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める家畜(放牧されたものを除く。以下イ)において同じ。)</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める家畜(放牧されたものを除く。以下イ)において同じ。)</p>

<p>二 マ グ ネ シ ム 合 金 の 鑄 造 に 伴 い 使 用 さ れ た 六 ふ つ 化 硫 黄 の 量 (ト ン で 表 し た 量 を い う 。)</p>	<p>三 半 導 体 素 子 の 製 造 に 伴 い 使 用 さ れ た 六 ふ つ 化 硫 黄 の 量 (ト ン で 表 し た 量 を い う 。)</p>	<p>四 電 機 機 器 の 製 造 に 伴 い 使 用 さ れ た 六 ふ つ 化 硫 黄 の 量 (ト ン で 表 し た 量 を い う 。)</p>	<p>五 粒 子 加 速 器 の 製 造 に 伴 い 使 用 さ れ た 六 ふ つ 化 硫 黄 の 量 (ト ン で 表 し た 量 を い う 。)</p>
---	---	---	---

<p>別表第十三(第五条―第七条関係)</p> <p>から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量</p> <p>ホ 環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器ごとに、算定排出量算定期間において使用に供されていた粒子加速器に封入されていた六ふつ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)に、当該粒子加速器の区分に応じ当該粒子加速器に封入されている一トン当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数に当該粒子加速器の使用期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該粒子加速器ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>二 三 算 定 排 出 量 算 定 期 間 に お い て 製 造 さ れ た 三 ふ つ 化 窒 素 の 量 (ト ン で 表 し た 量 を い う 。)</p> <p>二 半 導 体 素 子 の 製 造 に 伴 い 使 用 さ れ た 三 ふ つ 化 窒 素 の 量 (ト ン で 表 し た 量 を い う 。)</p> <p>算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふつ化窒素の量(トンで表した量をいう。)に、当該三ふつ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した三ふつ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該三ふつ化窒素のうち適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量</p>
--	---